

大阪市告示第1372号

令和6年大阪市告示第478号（大阪市立千島体育館ほか3施設の利用料金の額の承認）の一部を次のように改正する。

令和6年10月4日

大阪市長 横山英幸

1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>大阪市立千島体育館ほか3施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号。以下「体育館条例」という。）第9条第3項及び第4項並びに大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号。以下「プール条例」という。）第8条第3項の規定に基づき、次のとおり利用料金の額を承認したので、体育館条例第9条第5項及びプール条例第8条第4項の規定に基づき告示する。</p> <p>[1・2 略]</p> <p>3 千島体育館の附属設備の利用料金</p> <p>[表 別紙2 挿入]</p> <p>[4～6 略]</p>	<p>[同左]</p> <p>[1・2 同左]</p> <p>3 [同左]</p> <p>[表 別紙1 挿入]</p> <p>[4～6 同左]</p>
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[ ]の記載は注記である。	

2 実施年月日

令和6年10月1日から

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

[表 別紙1]

区分	単位	利用料金
バスケットボール用具	一式 午前、午後又は夜間各1回	1,200円
バレーボール用具	一式 午前、午後又は夜間各1回	850円
ハンドボール用具	一式 午前、午後又は夜間各1回	1,800円
テニス用具	一式 午前、午後又は夜間各1回	850円
バドミントン用具	一式 午前、午後又は夜間各1回	300円
卓球用具	一式1日	600円
防球さく	1枚1日	150円
フロアシート	1枚1日	500円
ストップウォッチ	1個 午前、午後又は夜間各1回	350円
電光得点板	1組 午前、午後又は夜間各1回	3,000円
放送設備	一式 午前、午後又は夜間各1回	2,000円
ワイヤレスマイク	1本 午前、午後又は夜間各1回	1,200円
テープレコーダー	1台 午前、午後又は夜間各1回	800円
補助いす	1脚1日	100円
テーブル	1脚1日	200円
冷暖房	1時間	4,000円
ロッカー	1個1日	500円
シャワー室	1室 午前、午後又は夜間各1回	100円
体育場照明電力	1キロワット (36キロワットを超える部分に限る。) 1時間	50円
備 考		
<p>1 この表において「午前」とは午前9時から正午までをいい、「午後」とは午後1時から午後4時30分までをいい、「夜間」とは午後5時30分から午後9時までをいう。</p>		

2 アマチュアスポーツ及びレクリエーション以外使用する場合は、  
本表のそれぞれ5割増しとする。（ただし、体育場照明電力を除く。）

[表 別紙 2]

区分		単位	利用料金
バスケットボール用具		一式 午前、午後又は夜間各 1 回	1,200円
バレーボール用具		一式 午前、午後又は夜間各 1 回	850円
ハンドボール用具		一式 午前、午後又は夜間各 1 回	1,800円
テニス用具		一式 午前、午後又は夜間各 1 回	850円
バドミントン用具		一式 午前、午後又は夜間各 1 回	300円
卓球用具		一式 1 日	600円
防球さく		1 枚 1 日	150円
フロアシート		1 枚 1 日	500円
ストップウォッチ		1 個 午前、午後又は夜間各 1 回	350円
電光得点板		1 組 午前、午後又は夜間各 1 回	3,000円
放送設備		一式 午前、午後又は夜間各 1 回	2,000円
ワイヤレスマイク		1 本 午前、午後又は夜間各 1 回	1,200円
テープレコーダー		1 台 午前、午後又は夜間各 1 回	800円
補助いす		1 脚 1 日	100円
テーブル		1 脚 1 日	200円
冷暖房	体育場	1 時間	4,000円
	柔道場及び剣道場	1 時間	900円
ロッカー		1 個 1 日	500円
シャワー室		1 室 午前、午後又は夜間各 1 回	100円
体育場照明電力		1 キロワット (36キロワットを超える部分に限る。) 1 時間	50円
備 考			
1 この表において「午前」とは午前 9 時から正午までをいい、「午後」とは午後 1 時から午後 4 時 30 分までをいい、「夜間」とは午後 5 時 30 分から午後 9 時			

までをいう。

- 2 アマチュアスポーツ及びレクリエーション以外使用する場合の利用料金は、  
本表のそれぞれ5割増しとする。（ただし、体育場照明電力を除く。）